

# 農林水産省

プレスリリース

平成20年10月31日  
農林水産省

## 輸入時に発生した食品衛生法違反の輸入小麦の調査結果について

平成14年度から19年度の輸入小麦において、検疫所の検査により食品衛生法違反となったものの流通状況について、農林水産省が調査した結果がとりまとまりましたので、公表します。

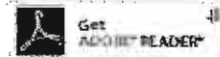
<添付資料> (添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- [輸入時に発生した食品衛生法違反の輸入小麦の調査結果について \(PDF:12KB\)](#)
- [食品衛生法違反の輸入小麦の調査結果 \(PDF:11KB\)](#)

### — お問い合わせ先 —

総合食料局食糧部食糧貿易課  
担当者:課長 梶島、麦類需給班 山下  
代表:03-3502-8111(内線4260)  
ダイヤルイン:03-6744-2085  
FAX:03-3502-3162

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

平成20年10月31日  
農 林 水 産 省

## 輸入時に発生した食品衛生法違反の輸入小麦の調査結果について

### 1 経緯

平成14年度から19年度の6年間に輸入された小麦について、検疫所の検査により、食品衛生法違反となったものについて、全て調査した（残留農薬基準を超えたものはない）。

食品衛生法違反の輸入小麦は、検疫所の指示により、輸入商社が、積戻し、廃棄又は非食用として輸入することのいずれかを選択することとなっており、輸入商社は、いずれも非食用として輸入した。

今般、当該輸入小麦の処理について、各県の衛生部局と農政事務所が連携し、非食用として適正に処理されたかどうかについて調査を行った。

### 2 調査結果

(1) 平成18年11月に輸入され食品衛生法違反となった輸入小麦（743ト）については、輸入商社の荷渡指図書、振込伝票、サイロ業者の出庫伝票等と飼料加工工場側の搬入台帳、支払台帳、加工台帳等を照合し、飼料用として加工されたことを確認した。

(2) 平成20年3月に輸入され食品衛生法違反となった輸入小麦（130ト）については、輸入商社の荷渡依頼書、買受書、サイロ業者の出庫伝票と飼料加工工場側の原料受払台帳、振込台帳、加工台帳等を照合し、飼料用として搬入され、加工されたことを確認した。また、サイロ業者の保管台帳と現物確認により在庫していること、及び商社側における廃棄措置計画書と廃棄処理場の一般廃棄物管理票を照合し廃棄されたことを確認した。

(3) 平成15年1月に輸入され食品衛生法違反となった輸入小麦（622ト）については、既に5年以上が経過しており商社及び飼料加工工場とも関係帳票類が廃棄されており、調査・確認することが困難であった。

## 食品衛生法違反の輸入小麦の調査結果

(単位:トン)

No.	入港日	食品衛生法違反 となった理由	数量	輸入業者	処理加工状況
1	H18.11.14	腐敗・変質、カビの発生	(374)	丸紅	飼料用原料として搬入・加工されたことを確認
			(370)		
			計 743		
2	H20.3.4	腐敗・変質、カビの発生	130	住友商事	民間取引において、飼料加工工場に飼料用原料として搬入・加工(92トン)されたこと、サイロ業者のサイロに在庫していること(36トン)及び一般廃棄物処理工場において廃棄されたこと(2トン)を確認
3	H15.1.9	腐敗、変質、カビの発生	622	トーマン (現:豊田通商)	既に5年以上経過しているため、商社及び飼料加工工場とも関係帳票類が廃棄されており、確認が困難

注:丸紅の事案は同一契約のものであるが、2ヶ所の検疫所が検査を行った。